

## 富山大学理学部ウェブサイト管理運用要項

平成 22 年 3 月 18 日制定

平成 29 年 6 月 14 日改正

(趣旨)

第 1 この要項は、国立大学法人富山大学ウェブサイト管理要項（以下「全学管理要項」という。）第 3 第 2 号に定める部局等ウェブサイトのうち、理学部の公式ウェブサイト（以下「理学部ウェブサイト」という。）の管理運用に関し、必要な事項を定める。

(公開の目的)

第 2 理学部がインターネット上に公開するウェブサイトは、理学部の広報活動の一環とし、受験生及び企業並びに一般社会に教育研究活動の情報を広く提供し、受験生の確保並びに企業等との連携の推進を図ることを目的とする。

(管理責任者及び運用者)

第 3 理学部ウェブサイトの管理責任者は、理学部長とする。

2 理学部ウェブサイトに運用者を置き、理学部広報委員会情報・広報部会をもって充てる。

(管理責任者の責務)

第 4 管理責任者は、理学部ウェブサイトを適正に管理し、全学管理要項第 4 各項に掲げる情報公開原則（以下「情報公開原則」という。）に適さない情報の掲載を確認した場合は、担当者に当該事実を提示し改善を求める等の適切な措置を講じなければならない。

(管理運用)

第 5 運用者は、情報を適時かつ適切に提供するため、理学部ウェブサイトに常に最新の情報を掲載するよう管理運用する。

2 理学部ウェブサイトへの掲載記事等は、理学部構成員から広く求めるものとし、投稿は次の手順により行う。

(1) 記事の投稿にあたっては、標題を「理学部 HP 投稿記事」として理学部メーリングリストに投稿する。

(2) 運用者は、記事の投稿があった場合、投稿者に内容の確認を促すメールを送信する。

(3) 運用者は、投稿記事が第 2 の目的及び情報公開原則に適したものと認めるときは、理学部ウェブサイトに掲載する。

(4) 投稿者は、記事が掲載された際、掲載内容等を十分確認し、運用者にその旨連絡する。

(その他)

第 6 この要項に定めるもののほか、理学部ウェブサイトの管理運用に関し必要な事項は、別に定める。